

## 第786回

### 宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成29年4月5日（水曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（16名）

1 番	今津 久雄	2 番	岩本 誠司	3 番	浦田 久永
5 番	小島 久司	6 番	川島 照久	7 番	黒岩 重光
8 番	田村 磨利	9 番	所谷 頼尚	10 番	西山 讓
11 番	羽賀 久喜	12 番	濱田 頼之	13 番	細川 壯
14 番	細川 秀信	15 番	松本 功	16 番	保田 稔
17 番	山口 一晴				

4. 欠席者（1名）

4 番 小川 節美

5. 事務局等出席者

事務局長 山岡 敏樹 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司  
宿毛市産業振興課農林振興係長 舛谷 心悟

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第4条許可申請審査について
議案第3号	農地法第5条許可申請審査について
議案第4号	宿毛市農用地利用集積について
議案第5号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

○議 長           これより第786回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。  
                  本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、7番黒岩重光委員、8番田村磨利委員にお願いします。  
                  なお、4番小川節美委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告いたします。  
                  議事に入ります前に今回の人事異動で事務局員が交代いたしましたので挨拶をお願いします。

○事 務 局           (挨拶)

○議 長           これより議事に入ります。

○議 長           議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。  
                  事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。

○事務局員           説明に入る前に事務局から資料の訂正について説明いたします。  
                  訂正箇所は2か所です。1ヶ所目は1ページ、議案第1号 農地法第3条許可申請明細 受付番号3番 申請理由 売買とありますが正しくは贈与になります。  
                  2か所目は、12ページ、議案第4号 農用地利用集積計画について、こちらはお手元に差替えとして配布させていただきました。受付番号22番の次に23番の内容が追加になります。議案を作成する段階で、農用地利用集積計画書が1名分漏れておりました。お詫びして訂正いたします。  
                  以上で訂正箇所の説明は終わります。

                  それでは、議案第1号農地法第3条許可申請審査について説明いたします。番号1番です。場所は大きく3箇所に分かれており2ページ以降に位置図をつけております。はじめに、工業団地手前に広がる農地のうちの4筆、続きまして、平田小学校手前主要地方道土佐清水宿毛線沿いに広がる農地のうちの1筆、最後に戸内川上流の農地2筆のあわせて7筆になります。売買で取得後は、水稻を作るとの計画が出されております。

                  全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

                  続きまして、番号2番です。場所は5ページに位置図をつけております。筒井病院前の国道56号線を挟んで向かい側、山手にある農地1筆となります。

売買で取得後は、直七を植えるとの計画が出されております。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

次に番号3番です。場所は6ページに位置図をつけております。芳奈老人憩いの家向かいに広がる農地のうちの2筆になります。

贈与で取得後は、水稻を作る予定とのことです。

本申請は双方から委任を受けた四万十市の西川行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議長 続きます、受付番号1番及び2番について戸内地区担当の岩本委員さんをお願いします。

○岩本委員 【議案書をもとに1番及び2番朗読】

先に1番ですが、もう何か月前から言われていて、2、3ヶ月前に●●さんと●●さんと僕とで現場を確認して、農業委員会へ申請があった時にはお願いしますと頼まれており、間違いはありませんので、よろしくお願いいたします。

次に2番については、●●さんは電話で確認し、●●さんには電話をかけたところ事務長さんが対応していただき、間違いないのでよろしくお願いますということですので、お願いします。以上です。

○議長 続きます、受付番号3番について芳奈地区担当の細川委員さんをお願いします。

○細川委員 【議案書をもとに3番朗読】

4月2日に●●●●さんは最近まで●●●●。再婚しましたので姓が変わり県外に住居を置いております。●●●●というのは、●●の長男でありまして、現住所に住んでおります。お互い電話で確認を取りまして、間違いのないという事でよろしくと言っておりました。以上です。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」3件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、議案第2号、農地法第4条許可申請審査について説明いたします。

受付番号1番。申請場所は、議案書8ページの位置図を見ていただきたいと思えます。所在地、港南台。426.40 m<sup>2</sup>。3筆。転用目的といたしましては、申請者は、現在の住居の地盤が悪く、低地で津波の心配もあることより高台である申請地に住居兼倉庫を建築しようとするものです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書、融資予約依頼書等必要書類は添付されております。一般住宅建築に伴う農地の転用面積は426.40 m<sup>2</sup>となります。資金計画といたしましては、建築費が3,000万円、借入金が3,000万円です。

農地区分につきましては、都市計画法による用途地域に指定されている区域内の農地の事より第3種農地と判断されることより、転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上になります。

○議 長 続きまして、受付番号1番について、西地区担当の山口委員さんお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに1番朗読】

先日現地を確認しまして、電話でお話しまして、今まで文旦を植えていた所でここへ倉庫と自宅の両方を建てて住まわれるという事です。間違いないのでよろしくお願ひしますという事です。以上です。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、議案第3号、農地法第5条許可申請審査について説明いたします。

受付番号1番。申請場所は、議案書10ページの位置図を見ていただきたいと思います。所在地、平田町戸内。平田小学校を右折し戸内橋を左折した土地になります。転用目的といたしましては、申請者は、現在借家住まいであるが、かなり老朽化して耐震面でも危険な事より子供たちを安全に通学できる申請地に一般住宅を建築しようとするものです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書、融資予約依頼書等必要書類は添付されております。一般住宅建築に伴う農地の転用面積は133.00㎡となります。資金計画といたしましては、土地取得費が567万円、建築費が1,593万円、自己資金が1,500万円、借入金が600万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。ご審議

のほどよろしく願いいたします。以上になります。

○議 長 続きまして、受付番号1番について、戸内地区担当の岩本委員さんお願いいたします。

○岩本委員 【議案書をもとに1番朗読】

●●●●さんには直接会い確認し、●●さんにはなかなか電話が繋がらず●●さんに頼んで、土地の売買の間に入っているハウスメーカーの営業の方からの確認を取り間違いないのでよろしく願いいたしますという事でした。以上です。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○細川委員 建築費用はトータルでなんぼやった。

○事務局長 土地取得費が567万円、建築費が1,593万円でトータル2,160万円です。

○細川委員 2,160万円。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第3号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きます、議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 続きます、議案書11ページ。番号15番から23番までの利用権設定について、一括して説明させていただきたいと思います。

今回の利用権設定の借主は全て「公益財団法人高知県農業公社」となっております。この高知県農業公社というのは、よく耳にする「農地中間管理機構」のことです。

中間管理事業については既にご承知のこととは思いますが、事業内容としましては、農地を所有者から一旦農地中間管理機構が借り、その後で、その中間管理機構が借主を探して貸すという、大きく言うと2つの流れからなる事業です。

農業委員会では、まず農地の所有者から管理機構へ貸すという際に利用権設定の審議をします。その後、機構が借主を決める際、農用地利用配分計画と言いますが、その案を作成する際には、「農業委員会の意見を聴く」ということになっておりますので、その意見聴取があります。1回の総会でどちらも行うということになっております。

まず、議案第3号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど13ページ以降にあります議案第4号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

それでは議案第4号の利用権設定の説明いたします。

今回申出のあった9件17筆は、全て山奈町芳奈の農地になります。貸借（たいしゃく）の期間は、いずれも平成29年4月10日から平成39年4月9日の10年間となっております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は、今回申出のあった全件について、農業経営

基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。  
今回の利用権設定の申出は以上になります。

○議長 続きます、15番から22番について、芳奈地区担当の細川委員さん  
お願いします。

○細川委員 【議案書をもとに15番から22番朗読】

15番から18番については、4月2日に確認を取っております。

19番、この方は、何度連絡しても家へも行きましたが連絡がつきません。会うことができませんでした。私の方で確認ができませんでした。後は事務局の方をお願いします。

20番、4月3日日本人に会って確認を取っています。

21番、この方は先程の●●●●さんと夫婦でありまして、同じ日に確認を取っております。

22番、この方は先の3条の方で贈与がありまして、息子さんの●●さんに譲っておりますので●●さんに確認を取っております。

続いて23番、この方は●●●●さんの二女でありまして、ちょうど住居も家の隣同士に住んでおります。この方も4月3日に確認を取っております。

以上、間違いはありませんのでよろしく願いいたします。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○所谷委員 これはかじしは、どのような形になっていますか。

管理機構に貸していますよね、管理機構が今度土地利用する人に貸すかよね。

○細川委員 だいたい反俵1俵位。契約のやり方もある。

○濱田委員 現金でやりよう所もある。人によって。

○細川委員 全部が定かではない。自分も貸しているが、自分の場合は1俵。

○川島委員 何故この中間管理機構を通すかという、通した時点でね貸した方に2万円くらいのお金がおろるがよ。それを通すことによって。だいたいそれ



で 60 kg やね。

- 田村委員      うちも最初 2 万円やったけど、米も安いし、一袋でいいですと。反当たり 1 袋で、自分も預かるときに 2 袋は苦しいので返すのが、そういうふうにお互いが。中間管理機構は、貸し借りのお金のことは直接地主と話してかじしについては話しているようです。

(審議中)

- 議 長      ほかにご意見等ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議 長      これより採決に入ります。議案第 4 号「宿毛市農用地利用集積計画について」9 件については、事務局と委員さんから報告があり、審議の結果、問題なしということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長      異議なしということですので、議案第 4 号 9 件については、市に通知することに決しました。

(産業振興課 舛谷係長入室)

- 議 長      続きまして議案第 5 号に入ります前に、はじめてでございますので、舛谷係長からご挨拶をお願いします。

- 舛谷係長      前任者平岡の後任として、農業振興係に配属になりました舛谷と申します。よろしくお願いいたします。

- 議 長      続きまして、議案第 5 号「宿毛市農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

産業振興課 舛谷係長より議案の説明をお願いいたします。

- 舛谷係長      農用地利用配分計画について説明します。  
先程承認いただきました農用地利用計画について、農業公社が借り受け

た農地を、受け手に配分する計画となっております。13 ページお開きください。こちらの「(別紙) 借受選定理由書」によりまして、受け手として応募されている農業経営体の中で、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体を選定しています。

「(別記1号) 農用地利用配分計画案」の左端のNo.で、1～11については、●●●●●●●●●●が適当であるとして、配分計画を作成しています。

次の14ページをお開きください。12～17については、●●●さんが適当であるとして、配分計画を作成しています。

以上、農用地利用配分計画の説明でした。ご審議をお願いします。

○議長 担当課より説明がありました。これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○小島委員 法人の中の組合員でおる人間と、別々には登録できんがですか。

○舛谷係長 法人の中の個人の方が別々に個人として登録することですか。そうですね。

○小島委員 それができたらおかしな話になるけど。

○舛谷係長 ちょっと調べてみます。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。

議案第5号「宿毛市農用利用配分計画案の意見聴取について」担当課、舛谷係長より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第5号」2件は、市に答申することに決しました。

(産業振興課 舛谷係長退室)

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。  
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。  
番号1番。所在地は伊与野、登記地目は畑、2筆。16ページになります。場所は、伊与野川橋を渡り、直進した松岡縫製の裏手の土地で、約50年前頃より耕作放棄し雑木が生い茂り山林となり現在に至る。当該箇所は、高知県が施行を予定している治山事業区域で事業実施にあたり事前に保安林の指定を行う必要がある事より土木課よりの申請になります。

続きまして、番号2番。所在地は沖の島町母島。登記地目は畑、17ページになります。場所は、宿毛市沖の島開発総合センターの下の道路を挟んだ土地で約70年前に住宅を建築し宅地として使用し現在に至っております。

次に番号3番。所在地は平田町黒川。登記地目は畑、18ページになります。場所は、主要地方道土佐清水宿毛線を三原方面に進み右折し下駄馬に入り突き当たりを左折した昭和20年に住宅を建築し宅地として使用し現在に至っております。

以上3件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号1番及び2番について、伊与野・沖の島地区担当の浦田委員さんから説明をお願いいたします。

○浦田委員 **【議案書をもとに1番及び2番朗読】**

3月30日に本人との電話での確認し、申請に間違いないのでよろしくお願ひしますという事です。これは、昨年の9月の20日の台風の時に土砂崩れとなって砂防ダムか何かをつくってくれと言う事の本人さんの希望がありまして保安林にしないと補助金が出ないという事で、この申請をこと時からやっておりましたけど今になったという事で、部落が関わって今まで去年からやっておりました。

これも3月30日、●●の本人さんに電話、今本人さんは寝込んでおりましたけど、奥さんが電話を取り次いで出題いただき申請理由について、委任状が行政書士から出ておりますので、その理由を書いたものに間違いのないよう頼みますと言う事で、今身内は現在住んでいないけど、この家売ってくれという方が出たという事でこの証明申請を出したという事を電話で話しました。

それと沖の島まではよう行かなかったもので、沖の島の支所のちょうどその並んで真下にこの家ありますもんで、支所の方に確認だけは取ってもらっています。

以上、そういうことで対応しました。

○議長　　今話がありましたように、支所のみなさんの協力をいただきながらこちらから行かなくても現場の確認とか、写真取ってもらうとか、それとこの沖の島の場合遠方になるので、委員さんだけやなしに委員会からも連絡を取るようにしていただきたいと。

○議長　　続きまして、受付番号3番について、黒川地区担当の西山委員さんから説明をお願いいたします。

○西山委員　　議案が届いた日の翌日に現地を見に行きました。すると●●さんの息子さん平田の●●の●●●●に勤めていますのでその人と話をしまして、息子さんの弟さんが、そこの今建っている物を壊して新しく住宅を建てろという計画があるそうです。そういう事になりますと別に問題ないんじゃないかと思えます。以上です。

○議長　　事務局と委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○川島委員　　伊与野の所について、面積がよ1,000㎡と2,000㎡というところかなり広いがね、それは段々でなく一枚でこれだけ広い分ながじゃろか。浦田委員は現場へ行ったが。

○浦田委員　　はい、現場は近くです。

○川島委員　　それでどういう状況。

- 浦田委員       もう現状はもう畑の形もない、ただの山。
  
- 所谷委員       これは保安林にするために非農地という申請が出たが。
  
- 浦田委員       はい、そうです。
  
- 事務局員       申請時には、公図が添付されております。図面上ではちょうど真ん中で分かれております。
  
- 議     長       ミカン山だったところが畑になっていた。  
  
                  (審議中)
  
- 議     長       ほかにはございませんか。  
  
                  (「なし」との声あり)
  
- 議     長       それでは採決に入ります。非農地証明3件につきましては、審議の結果、問題ないということで、相当と認め証明することにご異議ございませんか。  
  
                  (「異議なし」との声あり)
  
- 議     長       異議なしということですので、非農地証明3件については、証明することに決しました。
  
- 議     長       事務局より報告事項があります。
  
- 事務局員       続きまして事務局から委員のみなさまへ4点報告とお願いです。

はじめに、農地パトロール台帳についてです。本日台帳の提出をいただきありがとうございます。

農地パトロール台帳（航空写真）の更新について、毎年農地パトロール（利用状況調査）を実施しておりますが、新年度を迎えるにあたり配布しております台帳（航空写真）の更新を行うため、今回一旦事務局へ台帳の返却をお願いしました。今後は、次回5月の総会以降、更新した内容で台帳をお渡しする予定です。

本日持参いただけてない方につきましては、次回以降持参していただきますようお願いいたします。

2点目は、こうち女性農業委員ネットワーク第2回総会及び研修会についての報告です。

3月15日（水）午後、小川委員と事務局とで高知市にて開催されました総会と研修会に出席いたしました。

総会には、高知県内の54名の女性農業委員のうち29名が参加。県下34の農業委員会のうち5つは女性委員が一人もいないということで、平成28年4月1日より偏りのないものとする改正農業委員会法に基づき、既に女性がいる農業委員会では、増加・維持、女性がいない農業委員会では女性の登用がされるよう働きかけを行うため積極的な女性農業委員のネットワーク活動を行う内容の事業計画を承認しました。

また、新制度の移行により、農地利用最適化推進委員にも女性委員が誕生していることから、組織の名称をこれまでの「こうち女性農業委員ネットワーク」から「こうち農業委員会女性ネットワーク」に変更することを承認しました。出席いただきました小川委員さんありがとうございました。

3点目は「農業者年金加入促進事業」について説明いたします。

お手元に配布しておりますパンフレットをご覧ください。

このたび、JAグループ高知と県域担い手サポート連絡協議会が、「農業者年金加入促進事業」で農業者年金加入を支援する取り組みをスタートしました。先月24日にJA担当者・農業委員会担当者への説明会の内容について報告します。

まず、取り組みの目的は、農業者のための政策年金である農業者年金制度の認知度向上・加入促進を図るとともに、地域農業の担い手として、将来に渡って長く農業を続けてもらえるよう、若年層（後継者）・女性等、一定要件を満たす農業者に絞ったうえで保険料の一部助成（若年層については国庫補助後の追加助成）を行うこととしております。

対象者は、平成29年1月以降に農業者年金に加入した方。

助成要件は、JAの組合員で、①40歳未満の農業者②女性農業者のいずれか、又は両方の要件を満たす方となっております。

助成対象期間は、平成29年1月1日～平成30年12月31日の2年間。

助成金額については、助成要件を満たしている農業者に対し、平成29年1月から平成30年12月までの2年間、対象期間内の保険料支払実績に応じて年間最高6万円（月額5千円×12カ月分）を助成します。

なお、助成要件の①と②いずれも満たしている方（政策支援加入で、かつ女性農業者）については、対象期間内の保険料支払実績に応じて年間最高9万6千円（月額8千円×12カ月分）を助成する内容となっております。

今後の制度周知・加入推進対策としましては、農業者が集う各種会合でのパンフレットの配布、制度PRやJA・農業委員会窓口でのパンフレット配布、加入申込書の設置、ポスターの掲示のほか、確定申告時期のラジオCM、JAや市の広報誌へのPR記事の掲載を予定しております。

4点目は「産業祭」についての予告です。

最後に例年開催されております産業祭への農地・農業者年金相談コーナー開設についてです。12月の農業祭同様に、今年29日土曜日（9:00～15:00）に開催されます第5回宿毛まるごと産業祭へ「農地・農業者年金相談コーナー」を開設します。

相談コーナーは体育館内に開設し、当日は事務局のほか農業会議から1名スタッフを配置し、農地や農業者年金の相談対応にあたります。

現在、農業者年金の加入推進の取り組みとして既にご案内のとおり今年度も2名の新規加入を目指しておりますので、つきましては、委員の皆さまからも、先程の農業者年金加入促進事業も含め若い農業者や農業者年金に興味関心がありそうな方へご周知いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

- 議長　　この産業祭、29日ですけれども農業委員さん全員が顔を出していただくという事でもよろしく願いいたします。  
今、説明があったことで何か質問やご意見ありませんか。
- 所谷委員　助成金について、男性には年齢制限があるけど女性にはないがやね。
- 事務局員　はい。
- 田村委員　政策支援の方が2万円のうち、5割で1万円、政策支援を受けている35歳未満の方で、そしたらそれに5千円という事で自己負担が5千円になるという。
- 事務局員　更に国庫補助に上乘せする形です。
- 田村委員　国庫補助にさらにJAが上乘せすることになっているんですかね。

○事務局員       この取り組みは全国でも高知県が先行して実施しており、県下のJAが今後統一することに伴い、農協ではいろいろな取り組みを進めるうえで、そのひとつに農業者年金の加入推進の取り組みを掲げており、このたび新しく取り組みをスタートさせると説明がありました。

○田村委員       何とか6月の終わりまでにせめて一人でも新規加入者を、昨年0だったので。

○議長       ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)



○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第786回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時30分時閉会

平成29年4月5日

会　長

農業委員

農業委員